

兵庫県立大学研究倫理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 兵庫県立大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議し、又は実施するため、兵庫県立大学研究倫理委員会（以下「全学委員会」という。）及び部局等研究倫理委員会（以下「部局等委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 全学委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 指針の運用及び規定の解釈に関すること
- (2) 研究倫理に関する兵庫県公立大学法人コンプライアンスの推進に関する規程第6条に定めるコンプライアンス総括責任者からの諮問に関すること
- (3) 研究倫理に関する啓発及び研修に関すること
- (4) 指針に違反する行為に係る調査に関すること
- (5) 部局等委員会の設置及び統括に関すること
- (6) 部局等委員会から要請された事項に関すること
- (7) その他研究倫理に関すること

2 部局等委員会は次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 部局等における指針の運用及び規定の解釈に関すること
- (2) 全学委員長からの諮問及び委託された事項に関すること
- (3) 部局等における研究倫理に関する啓発及び研修に関すること
- (4) 部局等における指針に違反する行為に係る調査に関すること
- (5) 人を対象とする研究及び生命の尊厳に係る研究計画等の審査を行うこと
- (6) その他研究倫理に関すること

(組織)

第3条 全学委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究担当副学長
- (2) 人権啓発委員会委員長
- (3) 研究倫理に関して造詣の深い本学の教員等で、学長が指名する者
- (4) 必要に応じて学長が指名する外部の有識者
- (5) 事務局社会貢献部長

2 部局等委員会は、複数の部局による共同設置を妨げない。

3 部局等委員会は、次に定める者をもって組織する。

- (1) 部局長

- (2) 研究倫理に関して造詣の深い部局の教員等で、部局長が指名する者
 - (3) その他必要に応じて部局長が指名する外部有識者
 - (4) 事務局経営部長又はそれに準ずる者
- 4 前項までに定める全学委員会及び部局等委員会の委員において、審議事項に係る研究者と利害関係にある者がいる場合は、第5条第1項に定める全学委員長又は部局等委員長は、当該委員を審議から除外し、必要に応じて代替する者を指名し審議に参加させるものとする。

(任期)

- 第4条 前条第1項第3号及び第4号並びに第3項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第5条 全学委員会に全学委員長、部局等委員会に部局等委員長を置く。
- 2 全学委員長は、第3条第1項第1号に規定する副学長をもって充てる。部局等委員長は部局の長が決定する。部局等委員会を複数の部局で構成するときは、協議により部局等委員長を決定する。
- 3 全学委員長及び部局等委員長は、会務を総理し、それぞれ委員会を代表する。
- 4 全学委員長は、本学の研究活動に於ける不正行為に対する責任者として、研究倫理教育総括責任者を兼務する。部局等委員長は研究倫理教育責任者を兼務し、研究倫理教育総括責任者の下、部局等の研究者に対して研究倫理教育を定期的実施し、履修状況を管理する。
- 5 全学委員長及び部局等委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめそれぞれが指名する委員がその会務を代理する。

(会議)

- 第6条 全学委員会は全学委員長が、部局等委員会は部局等委員長が招集する。
- 2 全学委員会及び部局等委員会は、それぞれ当該委員会の委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 全学委員会及び部局等委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ委員長又は部局等委員長の決するところによる。

(予備調査)

- 第7条 全学委員長又は部局等委員長は、通報又は報告等(以下「通報」という。)を受けたときは、その内容を精査するため、必要に応じて関係する研究分野

の学内の専門家の協力を得て、予備調査を実施する。

- 2 予備調査を部局等委員長が行った場合は、部局等委員長は速やかに関係書類を添えて予備調査の結果を全学委員長に報告する。

(本調査)

第8条 全学委員長は、予備調査の結果をふまえ、必要を認めるときは、全学委員会で本調査を行う。

(保全)

第9条 前条までの調査において、全学委員長又は部局等委員長は、調査に必要な資料や機器を保全する必要があると認めるときは、関係者に次に掲げる措置を取ることを要請することができる。

- (1) 疑義を受けている者（以下「調査対象者」という。）の当該調査に係る利害関係者との接触の禁止
- (2) 調査対象者の所属研究室などの一時閉鎖
- (3) 調査に係る物品、資料の確保
- (4) その他必要な措置

(調査対象者の義務)

第10条 調査対象者は、本要綱に定める調査に対し誠実に対応しなければならない。

(弁明)

第11条 全学委員会は、調査の過程で必ず調査対象者の弁明を聞かなければならない。

(公表)

第12条 全学委員会は、調査関係者にその調査結果を報告するとともに、原則としてその概要を公表するものとする。

(不服申立)

第13条 調査対象者は、全学委員会の調査結果に不服があるときは、その報告を受けた日から起算して2週間以内に、全学委員会に対して不服申し立てを行うことができる。

(専門部会)

第14条 全学委員長及び部局等委員長は、専門事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(委員以外の者の出席)

第15条 全学委員長又は部局等委員長が必要と認めた場合は、それぞれの委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会の審議に出席させ、意見を聞くことができる。

(記録の保管)

第16条 全学委員会及び部局等委員会は、調査にあたり提出された、又は申請者等に送付した関係書類等について、当該年度終了後より10年間これを保管するものとする。

(守秘義務)

第17条 全学委員会の委員、部局等委員会の委員及び本要綱第14条により設置された専門部会の委員等本規程に基づく調査等に携わった者は、その職務上知りえた秘密を漏えいしてはならない。任期終了及び退職後も同様とする。

(庶務)

第18条 全学委員会の庶務は、事務局社会貢献部産学連携・研究支援課で行う。部局等委員会の庶務はキャンパス総務課で行う。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、全学委員会及び部局等委員会の運営に関して必要な事項は、それぞれの委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。